

プラ法施行に向けた各市町の取組状況について（R3.7 調査時 R4.2 調査時との比較）

R4.2.28 県資源循環推進課作成

市町のプラ新法に向けた取組状況について、R3.7 調査時と同項目について比較した。

調査実施期間：①R3.7.26～8.4、②R4.2.2～2.14

回答数：全25市町（調査票B該当：10市町、調査票C該当：15市町）

※前回調査時に鹿沼市はCとしたが、実際はBのためそのようにした。

アンケート調査票B（既にプラスチック製容器包装廃棄物を分別回収している自治体）

対象自治体数 10

設問（1） プラ新法の施行（2022年度見込み）後、プラスチック製容器包装廃棄物（容プラ）に加えプラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）を分別回収することを検討しているかについて教えてください。

- | | |
|------------|---------|
| 1. 検討している | 10 → 10 |
| 2. 検討していない | 0 → 0 |

設問（2）（1）の回答で1を選択した場合、いつ頃からの製品プラの分別回収を予定しているか教えてください。

- | | |
|-------------------|-------|
| 1. プラ新法の施行後1年以内に | 1 → 1 |
| 2. プラ新法の施行後3年以内に | 1 → 0 |
| 3. プラ新法の施行後5年以内に | 0 → 0 |
| 4. プラ新法の施行後10年以内に | 0 → 0 |
| 5. 未定又は検討中 | 8 → 9 |

設問（3）（1）の回答で1を選択した場合、容器包装再商品化法の指定法人への委託を検討しているか、再商品化計画の認定申請を予定しているかについて教えてください。

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 指定法人への委託 | 1 → 2 |
| 2. 再商品化計画の認定申請 | 0 → 0 |
| 3. 未定又は検討中 | 9 → 8 |

設問（4） 製品プラを分別回収するに当たっての課題を教えてください。（※複数回答可）

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1. 分別収集の変更手続や住民周知などを行う上で人的リソースに課題 | 7 → 6 |
| 2. 費用面に課題 | 4 → 4 |
| 3. 再商品化計画の認定に当たって近隣にリサイクル事業者がない | 3 → 2 |
| 4. その他 | 8 → 6 |
- ・清掃工場での分別方法が課題
 - ・広域で処理しているため、一部事務組合や他構成市町との調整が必要
 - ・ごみ置き場のスペースの確保や回収方法を検討する必要がある。

設問（5）、設問（6） 略

アンケート調査票C（プラスチック製容器包装廃棄物を分別回収していない自治体）

対象自治体数 15

設問（1） プラ新法の施行（2022年度見込み）後、プラスチック製容器包装廃棄物（容プラ）とプラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）の回収方法についての検討状況について教えてください。

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. 容プラ・製品プラ両方の分別回収を検討している | 5→5 |
| 2. 容プラのみ分別回収を検討している | 2→2 |
| 3. 検討していない | 8→8 |

設問（2）（1）の回答で1又は2を選択した場合、いつ頃からの回収方法の変更を予定しているか教えてください。[回答数：7]

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. プラ新法の施行後1年以内に | 0→0 |
| 2. プラ新法の施行後3年以内に | 0→0 |
| 3. プラ新法の施行後5年以内に | 1→1 |
| 4. プラ新法の施行後10年以内に | 0→1 |
| 5. 未定又は検討中 | 6→5 |

設問（3）（1）の回答で1を選択した場合、容器包装再商品化法の指定法人への委託を検討しているか、再商品化計画の認定申請を予定しているかについて教えてください。[回答数：5]

- | | |
|----------------|-----|
| 1. 指定法人への委託 | 1→0 |
| 2. 再商品化計画の認定申請 | 0→0 |
| 3. 未定又は検討中 | 4→5 |

設問（4） 略

設問（5） 製品プラを分別回収するに当たっての課題を教えてください。（※複数回答可）

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1. 分別収集の変更手続や住民周知などを行う上で人的リソースに課題 | 13→13 |
| 2. 費用面に課題 | 14→10 |
| 3. 再商品化計画の認定に当たって近隣にリサイクル事業者がない | 9→9 |
| 4. その他 | 6→6 |
- ・収集体制の見直しが必要
 - ・ごみ焼却場で稼働予定の発電設備の燃料源として、プラスチックごみの使用を想定
 - ・回収が可能かの判断。
 - ・広域処理のため他市町との協議が必要
 - ・用地の確保が課題となる。

<結果>

- ・各市町の検討状況について R3.7時と大きな変更はなし。
- ・費用面に課題としていた市町が減少した。（調査票C：14→10）